

風適法改正案への意見公募「パブリックコメント」及び「リカバリーサポート・ネットワーク活動の報告書」等を参考に私見…

## 「非遊技者の視点、悩みを抱えながら遊技を続ける人の願い」等に言及、「各店舗が“著しい射幸心”からの呪縛から解き放たれ、法令遵守を行き渡らせる意識改革を!!」と強調

余暇進・平成25年度秋季セミナーにおける行政講話  
平成25年11月12日 ホテルインターナショナル東京ベイ(東京都港区)

### 警察庁生活安全局保安課・大門雅弘課長補佐

本日は、一般社団法人余暇環境整備推進協議会の平成25年度秋季セミナーにお招きいただき、ありがとうございます。また、業界の皆様には、平素より、警察行政の各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいていることに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は行政講話ということですので、皆様にとっては、若干、耳の痛い話になるかもしれません、辛抱をして聞いていただければと思います。また、意見にわたる部分については、飽くまでも私見でありますので、あらかじめお断りをしておきたいと思います。私は本年8月30日に着任をして2か月が過ぎた程度であります。これほど大きな業界を担当するということは、なかなか難しいことありまして、市場規模、遊技人口、店舗数、関係業界団体の数、どれをとっても、群を抜いているのではないか。その中で、担当者としての立ち位置はどこにあるのか、これを模索するところから業務が始まったというような状況です。そこで参考になるのが、ぱちんこ業界に対する生の声でありまして、パブリックコメントの話をさせていただきたいと思います。

平成24年12月、遊技機の検定等に係る手数料の改定に関して、風営適正化法施行令の改正案についての国民の意見を求める意見公募手続、いわゆるパブリックコメントを行ったところですが、非常に反響が大き

く、1か月の意見公募期間中に1,356件の御意見をいただいたところであります。その際、当時の担当官も非常に驚いたとのことです。総数のうち、手数料の改定案についての意見が数十件程度で、その他のほとんどが、ぱちんこ営業に対する厳しい意見がありました。

改めて国民の持つぱちんこ営業に対する心情が垣間見た瞬間であつたと思います。我々行政だけでなく、皆様にも、その意見の内容を知っていただくことは、今後のぱちんこ営業の在り方を考える上で有益であると考えますので、その一部を紹介したいと思います。「ぱちんこは中毒性が高く、依存症になつても病気として理解されず身を持ち崩す人も多数いる。少しずつでも業界が縮小していくように法規制していただきたい。」「手数料云々ではなく、ぱちんこ営業を厳しく規制するべきですし、違法行為や不正操作詐欺を問題にすべきです。」「ギャンブルのようなものは、子供が見ることができような場所に広告を出させるべきではありません。」これらは、寄せられた意見のほんの一例であります。我々行政の立場としては、これらの多数の意見も、貴重な国民の声として真摯に受け止める必要があるのではないか、このように考えるところであります。そもそも、風営適正化法が善良な風俗や清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためにあるということは御承知のとおりですが、

その趣旨からすると、駅前のぱちんこ店の前を素通りする人は何を感じているのか、ぱちんこ店に通う常連客の親や子は何を感じながらその人と接しているのか、これらの点を踏まえると、営業をする人と遊技をする人だけでなく、その周りにいる人々の理解を得られるような形で、適切な営業の在り方を考えていくことが大切なんだろうと思います。そう考えると、担当者の立場というのは、皆様の声を聞くことはもちろんのことであります。それ以前に、遊技をしない人がぱちんこをどのように考えているのかということを踏まえなければならないのではないか、このように考えるところであります。また、一方で、遊技をする人がどのように考えているのかを知ることも大切であると思いますので、その参考となる一つとして、リカバリーサポート・ネットワークの話をさせていただきたいと思います。

リカバリーサポート・ネットワークは、皆様御承知のとおりかと思いますが、ぱちんこに関する悩みを抱えている方や、その家族の方等からの電話相談の受付業務をしております。平成18年から電話相談の受付業務を開始して以降、その受付件数は毎年1,000件程度で推移していたものが、昨年になって、2,562件と倍増しております。これは、皆様業界全体で行われた広報・啓発活動等の御努力が功を奏したことによるものだと思います。関係団体それぞれのウェブサイトにリカバリーサポート・ネットワークへのリンクを貼つていただきたり、数百万個に上る広報・啓発用のポケットティッシュ等を配布していただきたりすることにより、ファン等への啓発が進められていると承知しております。また、トイレ等、お客様が一旦席から離れて冷静になることができる場所に広報ポスターを掲示することを推進しているとも伺っております。このような御努力により、広く電話相談

の受付業務が認知されたことと思われますが、短期間に電話相談の受付件数が急増しているということは、まだまだ相談予備軍というべき悩みを抱えた方が多数いらっしゃると考えるのが妥当なのではないかと思います。引き続き、広報・啓発活動を推進していただきたいと思います。

さて、昨年度のリカバリーサポート・ネットワークの活動に係る報告書を拝見いたしますと、創設以来からの電話相談の受付件数は9,000件を超えたとのことです、相談内容として一番多いのが、「ぱちんこをやめる方法を教えてほしい」というものであります、これが6,000件近くにも上る数値となっています。ぱちんこに係る問題についての相談をしたい人がいて、そのほとんどが、遊技をやめたいけどやめることができないという人だということを如実に示しているものと思います。また、同報告書の内容で興味深いのは、借金を抱えてまで遊技をする人のうち47パーセントの人が月に10万円以上を遊技に費やしているとのデータもあり、その割合は前年度と比較して増加しているとのことであります。これは、借金を抱えながらも遊技をする人は、借金で得た金を遊技に費やしてしまう場合が大半であって、そのような人たちにとっては、遊技をする行為が、もはや娯楽とは呼ぶことができない域に達していると言わざるを得ません。

このように、遊技をする人の中にも、悩みを抱えながら遊技を続けている人が実際にいて、このような人たちの願いとして「やめたいけどやめることができない。」というのが現実にある以上は、そのことについても真摯に考えていかなければならぬと思います。

さて、今までパブリックコメントとりカバリーサポート・ネットワークの話をさせていただきました。このような観点も含めた上で、ぱちんこ営業についてのお話をさせていた

だきたいと思いますが、まずもって、営業者に求められるものは、法令の遵守であろうと思います。そのことについてお話しするに当たり、本年10月に立て続けに2件、事件として検挙をされた例を紹介させていただきたいと思います。

## 遊技くぎ1本ぐらいで…という考え方を排してほしい!!

一つ目は、某都道府県におきまして、遊技機の無承認変更で、ぱちんこ店の店長と当該店舗を経営する法人が、書類送致された事件であります。これは、ぱちんこ遊技機の遊技くぎ1本を打ち直したという無承認変更であります。遊技くぎ1本ぐらいで…と思われる方がいらっしゃるとするなら、是非ともその考え方を排していただきたいと思います。遊技くぎは出玉に直結する部品であり、これを交換するということは、遊技機の性能に影響を及ぼすおそれのある変更となることから、公安委員会の承認が必要な変更であります。これを公安委員会の承認を受けることなく交換するという行為は、遊技機の不正改造に該当する行為であります。遊技機の不正改造については、従前から、ぱちんこ営業に係る違法行為の中でもとりわけ絶無を期すべく警察としても強く指導・取締りをしてきた事項であり、また、業界団体としても、従前から様々な形で御努力をいただいてその対策に当たられている最中でもあると認識しております。業界団体では、複雑巧妙化する新たな手口による遊技機の不正改造の対策に懸命に取り組まれている中で、こういった昔ながらの違反が依然としてなくならないというのは、非常に残念なことです。特に、今回の事件の被疑法人は、数多くの店舗を展開する大手であります、行為に手を染めたのは店舗の長である店長であります。一従業員によるものではありません。店長として、店舗の売上げのため、遊技機の性能

に影響を及ぼすおそれのある部品である遊技くぎに変更を加えるという行為に安易に手を染めたものであり、単なる偶発的なものということは決して言えず、一部の店舗ではそのような行為がいまだ常態化している状況にあると判断せざるを得ません。是非、経営者側の問題として捉えていただきたいと思います。もちろん、ここにいらっしゃる皆様であれば、事例のような行為はやってはいけない行為であって、やれば罪に問われるということは御承知のことだと思いますが、果たして、自分の店舗の店長や従業員が同じ規範意識を持っているでしょうか。風営適正化法は、無承認変更等の違反行為について、「違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して本条の罰金刑を科す」との両罰規定が明記されております。営業に関し、店長、従業員等が無承認変更等の違法行為を行った場合、風俗営業の許可を受けた法人又は個人は、知らないでは済まされないということが、法律によって規定されているわけであります。この遊技機に係る変更承認の手続についても、「風俗営業者は、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない」と規定されているところであり、当該規定に反した手続により遊技機に変更を加えた場合、無承認変更の責を問われるのは「風俗営業者」であります。近年のぱちんこ店の傾向として、大型化、チェーン店化が進んでいるものと承知しておりますが、風俗営業者の責任というものを踏まえた上で、今一度、法人内部の法令遵守の徹底、特に、末端の店舗や従業員にどのように行き渡らせるかということを再考していただきたいと思います。

## 賞品買取り、現金提供はぱちんこ営業の根幹に関わる規制の一つ

続いて2つ目の事件ですが、こちらは、某都道府県において、賞品買

取り及び現金提供の違反でぱちんこ店の経営者等が摘発された事件であります。この賞品買取り、現金提供については、ぱちんこ営業の根幹に関わる規制の一つであり、遊技機の不正改造と並んで、絶無を期すべく警察として指導・取締りをしてきた事項であります。事件としては、経営者、店長及び従業員が共謀して、ぱちんこ店の中で賞品を買い取り、また、賞品として現金を提供したものであります。さらに悪質なのは、昨年の段階で、当該都道府県の遊技業組合から指導を受けていたながら、何ら改善の措置を執ることなく違法営業を継続していたという点であります。これも、売上げ維持のために、組織的に犯行に手を染めていたもので、しかも一度やめなさいと言われた上での行為ですから、単なる偶發的なものではなく、開き直ってやっていたものではないかと思われます。ぱちんこ営業については、御承知のとおり、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業でありますから、その営業の態様によっては、客の射幸心を著しくそそり、賭博罪に当たる行為に該当することにもなりかねません。ですので、これらを未然に防止し、善良の風俗を保持するため、様々な規制が設けられていくところですが、その根幹の規制の一つが、この賞品買取り、現金提供の禁止の規定であるわけです。その規定を、やすやすと、軽く見るような形で手を染めるような状況であるということは、そのようなことが、あたかも許されるのではないかとの雰囲気が業界に蔓延していると言わざるを得ません。今回の事件を摘発された店舗のみの問題だけで済ませ、その事件が起こった背景に目を向かないということは許されないのではないかと感じます。ややもすれば、形として第三者が賞品を買い取るようなことにしておけば許されるのではないか、こういった風潮が本当にないのか、皆様にありますても、他人事と捉えず、今一度風営適正化法

の趣旨に立ち返って、考えていただきたいと思います。風営適正化法においては、客に提供した賞品を買い取ってはいけない旨が規定され、また、各都道府県の風営適正化法施行条例の多くは、客に提供した賞品を買い取らせてはいけない旨が規定されているところであります。ぱちんこ営業者が、賞品の買取りに何らかの関係を有しているのであれば、それはもはや第三者とは呼ぶことができないわけですので、今一度認識を新たにしていただければと思います。

以上、最近の事件や指導について述べてまいりましたが、いずれにしても、従前から警察としても指導・取締りをしてきた事項ばかりであります。おそらく、お聞きになつている皆様も、今までと同じような話で、新しく出た話ではなかつたのだろうと思います。それが、なぜなくならないのか、その当たりを、今一度、考えていただきたいと思います。今日は詳しくお話できる時間はありませんが、広告・宣伝の規制についても然りであります。出玉イベント等の客の射幸心を著しくあおるような広告又は宣伝については従前から指導・取締りをしているにもかかわらず、隠語を使用したものならばいいだろうとの考えがなくならず、隠語を駆使した広告又は宣伝が後を絶たなかつたため、改めて平成24年に、そういったものも駄目だという通達を出したのは記憶に新しいところだと思います。こういった広告・宣伝も含め、健全に風俗営業を営むためにある様々な規制が遵守されないような事案がなぜ続くのか。私自身は、その当たりのところは、店舗や従業員へいかに伝えるのかということがカギになるのではないかと感じておりますので、是非、皆様に、今までにないような伝え方、新たな対策、枠組みを考えることをお願いしたいと思います。ただ、改善を厄介にしている一つの要因は、営業利益のことを考えると、やはり、「射

幸心頼み」の営業にややもすれば傾きやすいことがあるのかと思います。しかし、こういった「射幸心頼み」の営業が、長期的な経営プランとして考えたときに、果たして有効なのかという視点で、考え直してみることも必要なではないでしょうか。今日は当たるのではないか、もうちょっと打てば当たるのではないか、隣の客があんなに当たっているのだから自分も当たるのではないか、などと客に思わせる。こういった客の射幸心を著しくあおることに時化した営業を続けていくと、店に顔を出すのは、著しく射幸心に取りつかれた客、いわゆるヘビーユーザーが多数を占めることになりますが、これは一面からみると、そのような著しく射幸心をそそることに特化した遊技に魅力を感じなくなつた人は、客でなくなってしまっているということです。客を取り込むつもりが、結果として客を逃がしてしまっている、こういったこともまた、一つの現実なのではないかを感じております。客として残ったヘビーユーザー頼みの経営になってしまっているのであれば、それは一面で危うい経営なのではないか。実は、自らの手で市場を縮小させているのではないか。その当たりの問題意識を意識改革として捉えることにより、各店舗一つ一つが「著しい射幸心」からの呪縛から解き放たれ、ひいては、各店舗まで法令遵守を行き渡らせる手段の一つとなるのではないかと思います。

以上、取り留めのない話になりましたが、ぱちんこは、近年ユーザー数が減少傾向にあるとは言え、今なお1,000万人を超えるという、非常に多くの方々が楽しんでいる代表的な娯楽の一つであります。今後とも、ぱちんこ営業の更なる適正化に努めていただくことをお願いして、私の話を終わりたいと思います。御静聴ありがとうございました。